東麻布二丁目公共施設における小規模多機能型居宅介護施設運営事業候補者公募に関する質問書回答

No.	質問項目	質　問　内　容	回　　答
1	小規模多機能型居宅介護施設内における小動物（犬・猫等）、盲導犬・セラピー犬等の飼育および受け入れ可否について	利用者様のQOL向上やアニマルセラピー効果、地域とのつながりづくりを目的として、本施設内（宿泊室・共用スペース等）での小動物等の飼育、またはセラピー犬の訪問・動物との交流プログラムの実施は可能でしょうか。本要項P.14「（７）用途の指定」を踏まえ、これらを小規模多機能型居宅介護サービスの一環として行う場合に用途の範囲内と解してよいか、また施設設備・衛生面・消防計画等の条件を満たした場合の区の基本的な見解や可否基準をご教示ください。あわせて、エレベーター等の共用部は東麻布保育園の園児等も使用するとされているため（P.1）、動物が共用部を通行する際の配慮事項や区との事前協議の要否についてもご教示いただけますと幸いです。	小規模多機能型居宅介護施設としての用途及び施設管理上の観点から、施設内において、動物の飼育はできません。 一方、セラピー犬等とのふれあいを目的とした事業については、実施目的や実施方法、衛生管理及び安全管理の内容等を踏まえ、個別に判断しますので、実施を希望する場合は事前に区へ協議してください。また、東麻布二丁目公共施設は保育園の園児やその保護者、地域の方も利用する施設であることから、共用部の利用を伴う場合には、利用者及び園児の安全確保や衛生管理等についても確認の上、判断します。 なお、身体障害者補助犬法に基づく補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）は法令に基づき受入れの対象となります。
2	Ⅲ-1参加資格（１）の運営実績について	Ⅲ-1参加資格（１）におきまして、「運営実績」３年以上を有していることが条件となっております。弊社代表は３年以上の実績を有しているのですが、弊社を起業したのが令和８年５月となるため、弊社（会社）での運営実績は３年ないのですが、その場合でも参加資格は有していることとなりますでしょうか？	本公募は運営事業候補者を選考するものであり、公募申込みを行う事業者が「小規模多機能型居宅介護施設」又は「看護小規模多機能型居宅介護施設」の３年以上の運営実績を有していることを参加資格の一つとしています。そのため、代表者個人ではなく、公募申込みを行う事業者として当該実績を有していなければ、参加資格を満たしません。
3	Ⅲ-2-（８）提出書類について	提出書類につきまして、法人での実績が必要になるかと存じますが、「Ⅲ-2-(8)ア公募申込みに関する資料」の「⑨イ決算書類等」「⑨オ監事の監査報告書」「⑩納税証明書」「⑬運営実績」が起業したばかりなので、提出出来ないのですが、それでも参加は可能でしょうか？	起業したばかりで、「小規模多機能型居宅介護施設」又は「看護小規模多機能型居宅介護施設」の３年以上の運営実績を有していない場合は、参加資格を満たさず、本公募への参加はできません。
4	提案書に挿入する図表内の文字サイズについて	提案書の文字サイズについて、「BIZ UD明朝 11ポイント以上」と指定されていますが、提案内容を補足するために図表（組織図、フロー図、体制図等）を挿入する場合、図表内の文字についても同様の指定が適用されるのでしょうか。 図表内の文字については、視認性を確保した上で、11ポイント未満の文字サイズを使用することは可能でしょうか。	様式内の図表で使用する文字サイズに指定はありませんが、視認可能な文字サイズとしてください。
5	提案書の行間設定について	提案書の文字サイズについて、「BIZ UD明朝 11ポイント以上」と指定されていますが、行間についても指定はありますでしょうか。 また、指定がない場合、様式内の見出しや項目の位置を変更しない範囲で、行間を調整することは可能でしょうか。	行間の指定はありません。様式番号があるものについては、様式に記載された枠や項目の位置の変更はしないでください。
6	別紙添付の指定がない様式への補足資料の添付について	別紙の添付が指定されているものを除き、別紙添付に関する記載がない様式については、提案内容を補足するための別紙や参考資料（図表・取組事例等）を添付することは認められないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式８における所在地のマスキングについて	公募要項、別添資料及び公募説明会において、副本②については、応募法人が特定できる情報をすべてマスキングする旨の記載・ご説明がありました。 これを踏まえ、様式８「小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の運営実績」について、施設名はマスキングの対象になると認識しておりますが、施設名以外の記載項目について、マスキングが必要となる範囲をご教示ください。	法人名など参加事業者が特定できる部分はマスキングをしてください。 また、組合せにより事業者が特定できる場合についても、マスキングを行ってください（例：所在地と開設年月日の組合せにより事業者が特定できる場合等）。
8	預金残高証明書、各種納税証明書について	預金残高証明書及び各種納税証明書については、いずれも原本の提出が必須となりますでしょうか。また預金残高証明書について、原本提出が必要となる場合、金融機関の発行状況によっては提出期限である11月20日（金）までに原本の取得が間に合わない可能性がございます。その場合、提出期限までに写しを提出し、原本については取得次第後日提出とさせて頂くことは可能でしょうか。	コピーの提出で問題ありません。 原本を提出いただく必要はありませんので、本公募に参加する場合は、参加書類の受付期間内に必要書類を揃えて提出してください。
9	決算書類について	決算書類等は法人全体のものでよろしいでしょうか。各事業所・拠点区分のものも必要となりますでしょうか。また、各事業所・拠点区分も必要となる場合、膨大なページ量となることが見込まれます。その際は別途ファイリングや綴じ込み等で提出させて頂いてもよろしいでしょうか。	本公募に参加する法人全体の決算内容が分かるものを提出してください。一つのファイルにまとまらない場合には、別のファイルで綴じていただいて問題ありません。

10	駐輪場について	公募説明会でお見せ頂いた図面を拝見したところ、建物敷地内に10台程度の駐輪スペースが設けられているように見受けられました。 こちらについて、小規模多機能型居宅介護施設の運営事業者が利用できる駐輪スペースは何台分となりますでしょうか。また、職員の通勤用及び訪問業務用の自転車を駐輪することは可能でしょうか。	小規模多機能型居宅介護施設の職員専用の駐輪スペースを３台分設ける予定です。本スペース内であれば、通勤用、訪問用にかかわらず駐輪可能です。
11	開設準備補助金の対象経費について	「港区介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱」（港保福第2043号）等を確認いたしましたが、宿泊室のカーテン、厨房備品、パソコン、介護記録システム等の購入・導入費用についても、補助対象となりますでしょうか。	港区介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金は、東京都介護施設等の施設開設準備経費支援事業補助金を活用しています。 令和８年度の東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業等の補助基準によると、宿泊室のカーテン、厨房備品、パソコン、介護記録システム等のソフトウェアの購入・導入費用も補助対象となっています。 ただし、令和９年度補助内容については、現時点で東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の内容が未定であるため、お答えできません。
12	設備・備品の引渡し範囲について	公募要項の別紙１「設備概要」及び別紙1-2「内部仕上表」に記載されている設備・備品以外について、施設引渡し時に区が設置するものと、運営事業者が購入・設置するものの区分を確認できる詳細な一覧等をご提供いただくことは可能でしょうか。	別紙１及び別紙１－２に記載されているもの以外は、運営事業者が準備する必要があります。 なお、具体的な配置等は建物引渡し後に、現地にて確認してください。
13	宿泊経費補助金の収支計画への計上方法について	「４ 補助制度」には、宿泊経費について、１人当たりの宿泊に係る経費から2,000円を控除した額と3,000円のいずれか少ない額に年間宿泊数を乗じた額を補助する旨、また、当該補助額について利用者に負担を求めない場合に限り補助を行う旨が記載されています。 この宿泊経費補助金について、活用する場合、収支シミュレーションにはどのように反映すればよいでしょうか。	様式９資金・収支計画書では、補助金活用を見込まずにシミュレーションしてください。
14	共用エレベーターの運用と安全管理について	エレベーター2台は他施設利用者との共用とされていますが、送迎が集中する時間帯の利用調整、車いす利用者の優先利用、夜間の出入り、感染症発生時の動線確保について、施設全体として定める運用基準や制限はありますでしょうか。また、停電・故障時の利用者搬送に関する施設共通の対応方針があればご教示ください。	現時点では、本施設の詳細な運用ルールは定めておらず、開設前に予定している複合施設開設に向けた関係者との協議（以下「開設前協議」といいます。）を通じて決定する予定です。
15	保育園・学童クラブ等との世代間交流について	隣接する港区立東麻布保育園、東麻布学童クラブ、みなと保育サポート東麻布等との交流について、区として想定されている連携内容や実施に当たっての制約事項はありますでしょうか。また、交流実施に際しての関係施設との事前協議、共用スペースの使用、感染症対策等に関する取扱いをご教示ください。	保育園・学童クラブ・みなと保育サポート等との交流については、どのような事業が実施可能かも含めて、積極的な提案をお願いします。 なお、交流事業実施に当たっては、区や交流先の管理者と実施内容（共用スペースの使用、感染症対策等）について事前に調整してください。
16	運営事業者の管理運営範囲について	本公募における運営事業者の管理運営範囲について、小規模多機能型居宅介護施設のみを対象とし、同一建物内の区民協働スペースについては、別の事業者が管理運営を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	施設への出入り及び車両の進入・駐停車に関する制限について	本施設の運営に当たり、職員の出退勤、利用者の送迎、納品業者等の出入りについて、建物への出入りが制限される時間帯や、利用可能な出入口に関する制限はありますでしょうか。 また、送迎車両や納品車両等の敷地内への進入・駐停車について、利用可能な時間帯や場所、その他の運用上の制約があればご教示ください。	複合施設内へ出入りできる時間帯及び出入口については、防犯の観点から現時点ではお答えできません。 また、送迎車両については、地下１階にある小規模多機能型居宅介護施設専用の駐車場を利用してください。 なお、納品車両等の取扱いについては、開設前協議を通じて決定する予定です。